

令和8年第2回教育委員会会議

令和8年1月28日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 ただいまから、令和8年第2回教育委員会会議を開会いたします。会期は本日限りいたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○森教育総務課長 本日、欠席者はありません。

なお、本日資料の差し替えがございますので、併せて御案内をさせていただきます。別冊4と別冊5でございます。別冊4は、報告事項「令和8年度当初予算について」、別冊5は、同じく報告事項で「令和8年2月定例会議会補正予算について」でございます。印刷で大変恐縮なんです。事前にデータで配付させていただいております資料から変更がございますので、修正後の資料を紙の形でお手元に配付をさせていただきます。恐れ入りますが、本日の会議では、この紙資料のほうを御覧いただきますようお願いいたします。また、本日紙配付いたしました修正版のデータにつきましては、会議終了後にタブレットのほうにあらためて格納させていただきますので、どうぞ御承知おきをください。

以上でございます。

○廣瀬教育長 よろしく申し上げます。

傍聴者はお見えですか。

○伊藤(由)教育総務課主幹 本日、傍聴者はありません。

2 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本会議の会議録署名者として、伊藤委員と堀委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案8件、協議事項2件、報告事項3件ですが、議案第1号から議案第8号の工事請負契約の締結について、協議事項、橋北小学校改築事業について、協議事項、四日市市学校規模等適正化事業について、報告事項、令和8年度当初予算について、報告事項、令和8年2月定例会議会補正予算については、今後市議会等で審議・検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えております。

委員の皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開にて審議をいたします。

(1) 報告

行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業について

○廣瀬教育長 それでは、報告事項の説明に入ります。報告事項、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業についての説明をお願いします。

育ち支援課長、お願いします。

○川森育ち支援課長 育ち支援課の川森です。よろしくお願いいたします。

別冊3、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業についてです。この事業は、文科省のモデル事業となっております。

(1) モデル事業の国の背景や現状・課題ですが、近年保護者からの過剰な苦情、不当要求など、学校だけでは解決が難しい事案が学校運営上の大きな課題となっております。そこで、学校管理職OB等の活用を含め、専門家と連携した行政による支援が必要となってきました。また、分野横断的な問題につきましては、他部局との連携により解決に当たる仕組みが必要となってきました。本事業は、学校問題解決支援コーディネーターを中心に様々な専門家が参画する体制を整備し、学校だけでなく、行政による学校問題解決のための支援体制構築を目指します。

(2) 事業内容ですが、市町村教育委員会等に学校問題解決支援コーディネーターを配置し、学校や保護者等から直接相談を受け付け、専門家の意見も聞きながら解決策を整理するものです。場合によっては、専門家を学校に派遣し、解決に向けた助言を行います。

大きな2番、本市における事業実施の背景や取組内容ですが、(1) 事業実施の背景と

して、本市では様々な問題に関係機関や専門家と連携した「チーム学校推進事業」により、特に学校だけでは解決が難しい事案について、弁護士等が指導、助言を行ってきました。学校の対応により多くの事案が解決に至る一方、学校と児童生徒、保護者間の紛争が長期化し、解決に至らない事案も発生しております。これによって、教職員の心身への負担や学校運営への影響が生じていることから、保護者や学校からは、教育委員会だけでなく弁護士の直接介入を求める声が上がっておりました。こうした状況を受けて、行政型学校ADRを導入しました。

2ページを御覧ください。（2）取組の概要ですが、相談窓口や教育委員会に寄せられる学校だけでは解決が困難な事案のうち、三重弁護士会の学校ADRコーディネーターが特に重大な事案を選びます。その事案については、様々な種類の専門家のいる学校ADR委員会において聞き取り調査などを行い、調停案を出して事案解決の支援を行います。図で表しますとこのようになります。学校ADRの流れの図を示してあります。

次に、3ページを御覧ください。（3）令和7年度に確立した相談体制ですが、今年度は、相談窓口から学校ADRにつながるフロー図を整理・確立し、相談窓口の周知を実施いたしました。

①番の相談フローの図を御覧ください。誰がどのような悩みにどこまで対応できるかをフロー図で示しております。①保護者や子どもは、まず学校に相談をします。②学校に相談しても解決に至らない場合や、学校には相談しにくい内容等については、相談電話で相談をします。来所相談の場合もあります。学校問題解決支援コーディネーターは、相談者の思いを真摯に受け止め、長年の経験や豊富な知識を基に相談に応じた助言を行います。③専門家の助言が必要であると判断した場合には、学校問題解決支援コーディネーターは、弁護士や臨床心理士等の専門家から助言を受けた上で相談者に回答をします。ほとんどの場合が①から③で解決に至ります。④それでも無理な場合は、四日市行政型学校ADRを実施するという体制です。この三重弁護士会と連携した取組は、全国で四日市が唯一で、全国から視察にも来てもらっております。

4ページを御覧ください。②相談窓口の周知ということで、令和7年9月に保護者へ、学校・保護者連絡アプリを用いてこのチラシを配布し、相談窓口の周知の実施をいたしました。これが相談窓口の御案内でございます。

5ページを御覧ください。実績についてですが、①相談件数は、令和6年度199件、うち予審が6件、そして学校ADR受理が1件でした。令和7年度につきましては267

件、うち予審が9件で、学校ADR受理は2件でございます。

令和7年度の概要として、相談者の相談の内訳は、御覧のとおり断トツで保護者が多い状況です。保護者241件、児童生徒5件、学校・教職員9件、その他12件となっております。

主な相談内容につきましては、表のとおりです。なお、1件当たりの相談件数が複数の内容にまたがることもあるため、相談件数の総数とは一致いたしません。

効果ですが、そこに書いてありますように、(5)のところです。学校問題解決支援コーディネーターは保護者等からの電話相談だけでなく、学校主事に同行し、学校に助言を行い、多くの課題解決につながりました。解決が詳しい事案のうち、学校ADR事案については円満に合意へ進めることができました。児童生徒、保護者は安心感が得られました。学校は保護者対応の時間が激減し、負担軽減につながりました。専門家が調停に入ったことにより、学校が把握していなかった情報について共有することで、その後の支援や対応に生かすことができました。

最後、6ページでございます。予算についてですが、令和6年度当初予算315万円で、実際に使ったのは約200万円でございます。令和7年度当初予算は同じく315万円で、今年も同様、現時点で約200万円の執行となっております。

今後についてですが、保護者からの相談には、法的、心理的専門性が求められる事案が多いことが分かったため、より円滑に法的、心理的観点から助言できる体制の整備を検討したいと思います。また、来年度も国のモデル事業に応募し、学校ADRの有効活用について広く啓発をしたいと思っております。

風邪をひいておりまして、こんな声で申し訳ありません。以上でございます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。

教育監、お願いします。

○稲毛教育監 これはなぜ今報告かということなんですけれども、実は議会と議会の間の休会中に教育民生常任委員会、それぞれの委員会が、所管する所掌事務について勉強するという会がありまして、その中で今回は学校ADRについて、状況や成り立ちなどを勉強したいという依頼がありましたので、1月19日に会を持って、課長のほうから説明し、意見をいただいたところです。おおむね委員のほうからは、応援の声をいただきました。

以上です。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。今の補足の所掌事務調査の報告事項であったとい

うところも含めて、何か御確認の点がありましたらお願いします。よろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 この事業を導入して効果が出てきているということで、ぜひ引き続いて進めていただけたらなという思いで聞かせていただきました。

学校問題解決支援コーディネーター、経験豊富な元校長が、今していただいているんだと思うんですけど、ここがかなりの受皿になっていると。またもう一つ、アウトリーチも結構な件数を行っているということですが、この件数が実際どれぐらいあるのかなというところが一つ御質問です。

それからもう一つは、今後についてのところなんですけども、相談内容は法的専門性が必要とされたり、心理的に関する専門性が求められる事案がどうしても入ってくるとは思うんです。法的な部分は弁護士さんに相談したりということもあると思うんですが、心理的な部分で相談者の対応をしていくのに、いわゆるコーディネーターさんで、なかなか相手も納得されるかとか、安心されるかというようなところは、心理的な専門家との話につないでいく必要も中には出てくるのかなと思うんですが、この点はどんなふうに進める考えを持っているのかを加えて教えていただけたらと思います。

この形があることで学校の先生たちは、こういう形で対応していけると安心度が高まるということで、冒頭に言いましたけども、ぜひ引き続き発展的に進めていただけたらなと思います。

以上です。

○廣瀬教育長 アウトリーチ型の指導、助言についてと、心理的観点からの体制についてお願いします。

○川森育ち支援課長 アウトリーチ型につきましては、指導主事とコーディネーターの方とコラボで学校のほうに行つて助言をすることが多いです。毎月何回か行つておりますが、正確な数は今手元にはないです。申し訳ありません。月に何回も行つているという状況でございます。

それから専門的なことということで、法的なことにつきましては、法務専門官が市の中におりますので、法務専門官に聞いたり、あるいは顧問弁護士の山本弁護士に聞いたりしながら進めております。現時点では、顧問弁護士に6件、法務専門官に38件、スクールロイヤーの方に1件ということで、弁護士の介入合計45件ということで、これは数字を持っております。

心理面につきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との絡みがありますので、その方たちとも相談をしておりますが、その件数とかは今手元にはございません。申し訳ございません。

○野崎育ち支援課指導GL 失礼します。育ち支援課生徒指導グループの野崎です。

先ほど課長が申しあげましたコーディネーターのアウトリーチなんですけれども、定例の生徒指導訪問というのは、年度当初にある回数を除けば約20回程度、学校のほうには訪問をさせていただいております。

心理的などところのフォローにつきましては、現在小中合わせて全59校に心理士が配置をされております。今年度につきましては、主に相談件数が多い5中学校区については、プラスで心理士を増員しておりますので、その辺りで学校の要望であったりとか、こちらと情報共有をする中で、SC、SSWと連携するということで指導・助言をさせていただいている中で、学校のほうでしっかりとつないでいただいているという状況があります。

○伊藤委員 そうすると、コーディネーターのほうに相談があった場合に、心理的なあれで、子どものことであり、保護者のことであり、その相談を進めていく中では、学校に配置されているスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーとつなぎながら進めるというイメージでよろしいでしょうか。

○野崎育ち支援課指導GL そうですね。保護者の方にその旨を相談させていただく中で、最初はなかなか学校と関係がうまくいかない中で電話がかかってくる案件が多いので、その部分は最初にいきなり出すと、学校というところがあるんですけど、そこはコーディネーターがうまく話をする中で、最終的には学校に落としていくことが必要かなと思うので、SCであったりとかSSW、例えば中には、当該のスクールカウンセラーと少し話をしとるんだけど、なかなか関係がうまくいかないんだわということを言われる保護者も中にはいます。そんなときには、緊急を要する場合はハートサポートという形で、別の心理士を送ることもあります。そのような対応をしております。

以上です。

○川森育ち支援課長 あと、不登校の子ですと登校サポートセンターが絡みますので、セラピストさんに行き着く場合もあります。

○廣瀬教育長 ほかにいかがでしょうか。

菅生委員、お願いします。

○菅生委員 よく分からないので教えてもらいたいことがいっぱいあるんですけど、まず

今のお話は、心理士というのは誰が誰にカウンセリングをする感じですか。

○川森育ち支援課長 全部の小中学校に公認心理士または臨床心理士の資格を持ったカウンセラーを配置しているということと、拠点の中学校に配置しているので、保護者の方は学校でスクールカウンセラーに相談することもあります。それから、当課にはセラピストさんもいますので、来所したりとかの相談もあります。各学校において保護者、子ども、そして教員もいんですけれども、そういった心理士の資格を持った方に相談をすることができます。そして、コーディネーターが助言をするときにもセラピストさんに助言を聞いて、特に不登校なんかですと、助言をもらって対応をすることもあります。

○菅生委員 相談をしてきた人に対してということですね。

○川森育ち支援課長 コーディネーターの方たちへの相談は電話が多いんですけども、この問題解決の校長OBの方への相談については、電話とか、それから来所で相談に来てもらっています。それが先ほど表に示させていただいたように、内容が多岐にわたっているので、それぞれ内容が違うので、不登校だったらそこにつなぐとか、発達のことだったら関連グループとか、そういったところにも情報共有しながら進めている状況でございます。法的なことについては、弁護士さんを活用しているといった形になります。

○菅生委員 その案件に関わる全ての人に対して、いろいろな方々がいろいろな支援をしているという。誰が誰にというわけでもなく、必要に応じて、相談をしている人と、ここで言う被申立人みたいになるのかな。相談をしてきた人、申立人に対しても、また被申立人に対しても、どちらに対しても有効な支援をADRではしているという認識で合っていますか。

○川森育ち支援課長 そうですね。3ページのところを見ていただくと分かりやすいんですが、3ページの2番のところにある電話相談で、大体校長のOBですのでいろいろなことを経験していますので、経験とか知識を活かしてお答えするのがほとんどなんですが、どうしても専門家の助言が必要な場合には、3番のところでは専門家に聞きながらお答えするということがあります。そして、それでも無理なときには、三重弁護士会と連携している行政型学校ADRの4番に進むといった内容になっております。

○菅生委員 ありがとうございます。少し理解ができました。要するにこれは、学校側が困っている問題を何とか解決したいというのももちろんあるんだけれども、表向きは保護者とか地域の方の問題解決をする場ですよという意味ですね。

○川森育ち支援課長 はい。

○菅生委員 分かりました。ありがとうございます。そういう意味でいくと、このADR そのものはすばらしいなと思いながら話を聞かせていただいたので、なるほどと思いました。

もう一つ、今の話の中でやはりと思ったことが何かというと、保護者や地域の方が問題だと思っていることを解決する場がこれだとすると、そもそも1ページの(1)の現状・課題のところ、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求と書いてありまして、もしこういったことが本当にあるのだとすると、これはおそらくカスタマーハラスメント案件になりがちなのではないかなと思っているんですね。大きな案件に関しては学校ADRで対応していただけたと思いますが、現場でのその前のいざこざのところについては、おそらくカスハラ対応みたいな形になるんだと思いますので、その辺はその辺でいろいろやっただいていただいているんだろうとは思いますが、ぜひそれもしっかり進めていただけたらなとも思います。ようやく世の中もそれに対して、私たち一消費者としても、一市民としても、そういったことに気をつけないといけないという気持ちが少しずつ高まってきているところではありますが、これは学校の先生がというよりも、教育委員会がとか、市役所がとか、三重県としてというところで、もう少し行政職員の方々に対して、そういったサポートをしていく必要はものすごくあるなと思っていますので、声を大にしてお伝えしたいなと思いました。ありがとうございます。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀委員 相談件数がたくさんある中で、ADRとして受理したのが令和6年が1件と、令和7年は2件なんですけど、相談内容で言うと、受理した合計3件は共通性があるのか、はたまた全然違う内容でADR受理をしたのか、相談内容がどれに当てはまるのかというのは、教えていただくことは可能でしょうか。

○川森育ち支援課長 199件、267件という相談があって、その中で特に解決が難しいのが令和6年は6件、令和7年は9件でした。それらについては、弁護士の方々に相談をする中で助言を受けて、その助言を基に解決をしたという内容になります。それでも難しい場合には、第三者的にADRの委員として入っていただいて、受理したものが昨年度は1件、今年度は2件ということになります。

内容については、プライバシーのこともありますのであれなんですけど、それぞれ3件とも全く同じ内容ということではありません。学校ともめてとか、子どもと保護者、そして

学校との対立で、何度も話し合ってもにっちもさっちもいかないというようなことで、第三者的に弁護士の方に入っていて、直接介入していただいたものが3件ということです。

○堀委員 いじめ重大案件でも、最後、専門委員会でまとめた内容で、今後の再発防止みたいところでまとめがつくと思うんですけど、ADRに関して、今後の対応はこういうふうにしたらいいのではないかとか、そもそもここに原因があったのではないかみたいな話のまとめもされるんですか。

○川森育ち支援課長 それぞれ別々に弁護士の方が聞き取って、学校は学校の思いがありますし、保護者や子どもにはそれ相応の思いがありますので、委員さんの中にはアドボケイトの方も見えますので、その方も活用したこともあります。そして、双方からそれぞれしっかりと事情を聞いて、そして合意点を見つけ出すというようなことで、最後は全部同席しての合意ということで、合意を形成するような内容になっております。

○廣瀬教育長 裁判所の調停みたいな感じです。裁判になる前に合意形成を図るという。だから、結構な回数でヒアリングとか協議はして、慎重に対応をしてもらっています。

○稲毛教育監 教育監、稲毛でございます。例えばいじめ重大事態に関しては、非公開の案件ということで、ここで非公開で報告をさせていただいておりますけれども、例えばADRに乗った案件の対応なども、この非公開の場で御報告することも可能ですので、ここはまた相談をさせていただいて、情報共有をさせていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○廣瀬教育長 そうですね。そういった機会、報告する必要があるのかどうか、今も検討はまだしていないので。

○豊田委員 あまり出さないほうが、どうなのか気にはなりますけど、医療の場でもADRをやっているんですが、円満に裁判に行かずに解決するのは、双方がある程度ルールを守りましょうみたいなのところもあるので、個人的には件数の報告だけいただければいいのかなとは思っています。

○廣瀬教育長 その辺り、また私どもも検討いたしまして、基本的にはなかなか重たい内容ですので、よろしく願います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、議案の説明に入ります。傍聴者の方はお見えになっていませんね。